

飯島賢二の

やさしく解決!

第7回

株式会社 飯島 綜研
代表取締役 飯島 賢二

難問道場

Q

財務体質が厳しく問われる中、やたら、銀行にばかり頼らず、自ら、直接的に資金調達すべきときだと、友人の経営者から聞きました。その時詳しく聞けばよかったのですが、つい、聞き逃してしまいました。是非、その方法を教えて頂きたいのですが、宜しくお願いします。

A

銀行に頼らない資金調達方法、いくつかあります。その中で、中小企業でも利用可能な、代表的な方法「少人数私募債」について、今回と次回の2回に分けて、お話ししましょう。

いかなる経営再生を講じるにつけ、企業経営をする以上、必ず資金調達の必要性が生じます。そうでなくとも普段から、銀行には嫌味を散々言われ続けている中小企業にとっては、新たな追加融資となると、かなり億劫な話であるでしょう。

そこで、銀行に頼らない資金調達方法である、「少人数私募債」について説明します。

これは所謂、社債の一種であります。株式会社であれば、商法の規定で社債の発行ができます。不特定多数の人に対して公募をすると、証券取引法の様々な制約を受けることとなりますが、いくつかの要件を満たす「少人数私募債」であれば、面倒な行政手続をせずに社債を発行する事ができるようになりました。

その要件とは、第一に募集規模の制限、つまり50名未満であること。更に発行可能額が「社債総額を社債の最低券面額で除した数が

50未満である」ことです。例えば最低券面額が100万円であれば、発行限度額は4,900万円になるということになります。

また、社債発行時に取得した人から他の不特定多数への譲渡制限、分割制限、社債は無担保社債とすること、そして、社債権者にプロの投資家を入れないこと、が条件になります。(プロとは証券会社、銀行、保険会社等)

こんな要件を満たせば、堂々と自らの力で資金調達が可能であります。いつまでも銀行に頼らず、直接金融のメリットを享受するのも、ぼちぼち、いいかもしれない。中小企業だからこそできる方法で、自らの財務体質改善を、自分自身の力で成し遂げる、こんな自己主張を、どしどし、やってみたいものですね。

「少人数私募債」、次回ももう少しお話ししたいと思っています。

